

## JBICガイドライン改訂に向けた NGO共同提言

国際環境NGO FoE Japan 清水 規子  
E-mail: shimizu@foejapan.org

1

1. NGO提言書作成の背景
2. NGO提言書の構成
3. 一部提言内容の解説(事例を基に)

2

### 1. NGO提言書作成の背景

3

#### ■作成団体・個人

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、原子力資料情報室、国際環境NGO FoE Japan、市民外交センター、メコン・ウォッチ等 \*賛同団体10団体

#### ■背景・目的

・90sからJBICが支援するプロジェクトを市民の立場からモニタリング。現地での環境社会影響の回避・緩和のために活動。

・現在のJBICのガイドライン策定にも深く関わり、策定後はその運用をモニタリング。

**このような経験をガイドラインの改訂に生かすこと**

4

## 2 . NGO提言書の構成

5

## 2 . NGO提言書の構成

- ガイドライン第一部に関する提言
- ガイドライン第二部に関する提言
- 新たに取り組むべき課題  
(現行ガイドラインに含まれていない分野に関する提言)
- JBICが行う調査の情報公開
- 案件事例(7案件)における課題と教訓

6

### ガイドライン第一部に関する提言

- 1 . 環境レビュー中の案件の情報公開の範囲
- 2 . 情報公開の方法 ( )
- 3 . ステークホルダーからの意見への対応 ( )
- 4 . 融資決定後の情報公開 ( )
- 5 . 異議申立て期間に関する情報公開
- 6 . モニタリング報告書の公開
- 7 . 環境社会配慮審査会の設置

7

### ガイドライン第二部に関する提言

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 8 . 地域住民等との協議   | 10 . 先住民族             |
| 9 . 非自発的住民移転    | ・ 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則   |
| ・ 再取得価格による補償    | ・ 自由で事前の十分な情報を得た上での合意 |
| ・ 事前の補償 ( )     | ・ 先住民族への配慮に関する計画      |
| ・ 移転・補償合意文書 ( ) | 11 . 社会的合意の形成         |
| ・ 住民移転計画        | ・ ステークホルダー分析 ( )      |
| ・ 情報公開と協議       | ・ ステークホルダーとの協議の記録     |
| ・ 苦情処理メカニズム     | 12 . モニタリング報告書の公開     |

8

新たに取り組むべき課題(現行ガイドラインに含まれていない分野に関する提言)

### 13. 原子力関連プロジェクト

- ・求められる要件
- ・協議と情報公開
- ・カテゴリ分類と環境チェックリスト
- ・第三者機関の設置

### 14. 歳入の透明性

- ・歳入の透明性に関する基本方針
- ・採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー
- ・政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開)

JBICが行う調査の情報公開

### 15. 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開

### 16. 有償資金協力促進調査の情報公開

9

案件事例(7案件)における課題と教訓  
カシャガン油田開発事業(カザフスタン)  
ミンダナオ石炭火力発電所(フィリピン)  
オリッサ州森林セクター開発事業(インド)  
サンロケ多目的ダム事業(フィリピン)  
スマラン総合水資源・洪水対策事業(インドネシア)  
パハン・セランゴール導水事業(マレーシア)  
南部ハイウェイ建設事業(スリランカ)  
\*現在のJBICのガイドライン適用外の案件も含む

10

## 3. 一部提言内容の解説

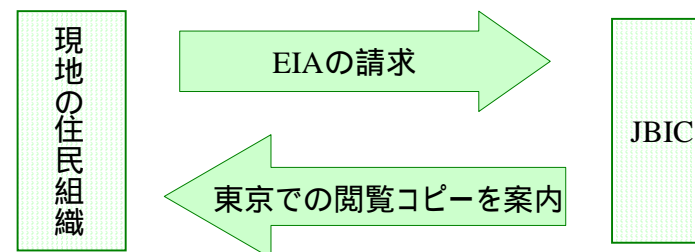
11

## 提言2. 情報公開の方法

### 現状

- 環境アセスメント報告書等、環境社会関連文書の公開方法については、特段規定はない。
- 現状は、東京のJBICの広報センターで公開

### 事例: プサンガン水力発電事業



12

提言2: 環境社会配慮に関する主要な文書を、以下の方法で公開

- ウェブサイト上
- 本部及び実施国における新機関の現地事務所/在外公館での公開
- 要請に応じて、文書の写しを無償で交付・送付

13

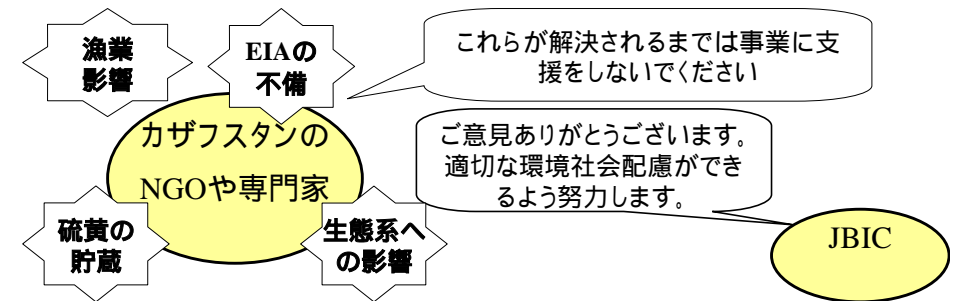
提言3. ステークホルダーからの意見への対応

提言4. 融資決定後の情報公開

現状: JBICのガイドラインには以下のようにある

「本行は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」

事例:カシャガン石油開発事業



提言3: 地域住民や現地NGOからの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対するJBICの評価について回答するなど、適切な対応をとること

提言4: 融資契約後の、より詳細な環境審査結果の公開

環境レビュー結果に以下の内容を記載

- 借入人と合意した環境社会配慮上の対策
- 提供された意見への事業者の対応と、それに関するJBICの評価

その後、融資が決定。

### 環境チェックレポート(一部抜粋)

#### (8)自然環境面

本件サイト周辺に影響を受けやすい地域(保護区、貴重種)があるが、工事を冬季に限定して影響を軽減する等、適切な配慮がなされている。

#### (9)社会環境面

パイプラインルート上の一部に少数の土地所有者等が確認されているが、補償により適切な配慮がなされる予定。

現地の専門家やNGOは、伝えた懸念に関してJBICの環境審査のプロセスでどのように改善されたのか・されていないのか、不明。

15

16

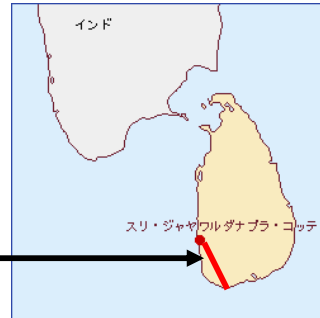
## 提言 9.2 事前の補償

現状：JBICのガイドラインには以下のようにある

「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。」（下線は清水によ

### 事例：南部ハイウェイ建設事業

コロンボ近郊から南部の都市マタラまで約130kmの高速道路を建設



17

5680世帯の移転が発生。移転・補償問題で大きな問題が起こった。

\*現在はかなり改善



移転したのに補償金を受け取っておらず、家が建てられない。

彼の移転先は立ち退き当時は更地(2004年)

**提言9.2: 十分な補償及び支援策を、移転前に与える**

18

## 提言9.3 移転・補償合意文書

現状：JBICのガイドラインには、移転・補償合意文書を移転対象者に渡すことについては規定なし。

### 事例：パハン・セランゴール導水事業



ダムを建設し、45kmの導水トンネルでクアラルンプールに水供給する事業

先住民族合計96世帯(520人)の移転を伴う。

19



先住民族の家



移転対象となっている先住民族

合意はしたものの、合意書を受け取っていない。

後々、合意内容などが曖昧になり、混乱を招く。

**提言9.2: 非自発的住民移転の対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解し、また合意書は対象者に渡されていること**

20

## 提言11.1 ステークホルダー分析

現状： JBICのガイドラインには「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」

(下線は清水)

### 事例：ミンダナオ石炭火力発電所



ミンダナオ島ミサミス・オリエンタル州Villanueva町とTagoloan町で石炭火力発電所を建設

21



EIAでは、事業地を中心に半径2km以内を調査した。(=EIA作成段階での協議も2km以内)

しかし、隣町の自治体より懸念が出される。

ミンダナオの事例では、間接的・派生的・二次的な影響が含まれておらず、その影響を受ける関係者への協議もされていなかった。

**提言11.1：ステークホルダーとの協議は、事業による直接・間接的影響住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえること**

22